

行田市総合公園等における飲食物・物品等販売促進事業 キッチンカー（移動販売車）出店者募集要領

1 目的

行田市総合公園及び同公園内体育施設において、キッチンカー（移動販売車）を利用した飲食物の販売を行うことで、利用者の利便性の向上と賑わいの創出を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 出店申込資格

以下の全てに該当する者は、キッチンカー出店登録申請書にて申し込むことができる。

- ① キッチンカーを保有（又はリース）している者
- ② 当地域にて営業を許可する公的機関の発行する営業許可書のある者
- ③ 食品衛生管理者、又はそれに代わる資格を有する者
- ④ 食品賠償保険等に加入している者
- ⑤ 保健所が定める適切な衛生管理と調理を行い、販売品を衛生的に扱える者
- ⑥ 自店から排出されたゴミ・汚水及びキッチンカー周囲のゴミ（包装類等）の持ち帰り、周囲の清掃ができる者
- ⑦ 当財団のイベント運営等に積極的に参加、協力できる者
- ⑧ その他、本要領の内容を順守できる者

(2) 出店申込禁止

以下のいずれかに該当する者は、申し込むことができない。

- ① 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、及び未成年者）
- ② 破産者であって復権していない者
- ③ 銀行取引停止処分を受けている者
- ④ 懲役又は禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ⑤ 禁固刑以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって拘留または起訴された者で判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期または執行猶予期間が満了していない者
- ⑥ 申込業種について、過去1年以内に行政処分を受けた者
- ⑦ 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者
- ⑧ 国税、地方税及び住民税等の税金を滞納している者
- ⑨ 暴力団関係者及びその繋がりとされる者

(3) 出店資格審査

申込の受理後、当財団による審査を経て、適格者のみを出店者名簿に登録するものとする。

なお、確認作業のため、関係機関等に身分照会を依頼する場合がある。

(4) 出店場所及び区画

「行田市総合公園内」または「行田市総合体育館の敷地内」において当財団が指定した場所

(5) 販売可能な商品

営業許可証の範囲内の飲食物とする。

(6) 販売禁止商品

① 酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの

② 総合公園管理事務所に常設されている飲食店との競合を避けるため、当該飲食店の販売品目である「かき氷」及び「フライドポテト」は販売禁止とする

※ただし、マッシュポテト状のペーストを成形して揚げた商品（一般的に屋台などでロングポテト、ラスポテト、もちもちポテトなどの名称で販売されているもの）はフライドポテトの対象外とする。

③ その他、当財団が不相当と判断したもの

(7) 出店スケジュールの調整及び周知

① 原則として、出店希望日の前月1日から出店希望の申出を当財団（総合体育館窓口）にて受け付ける。なお、出店希望者数が1日あたりの出店者数（原則2者）を超過する場合は、当財団にて調整の上、出店スケジュールを通知する。

② 当財団主催イベント等の開催日の場合は、別途調整を行う。

(8) 出店時間

原則として、午前10時から午後4時までとする。状況により時間の短縮及び延長は申し出により可能とする場合がある。

(9) 出店料及び販売手数料

① 原則として、1日・1台当たりの出店料を2,200円（消費税込）とする。ただし、出店希望の申出数、物価高騰その他社会情勢の影響などにより、将来的に出店料を変更する場合がある。

② 出店者は、出店日の営業開始前に当財団（総合体育館窓口）に出店料を納入する。

③ 出店者は、営業終了後に売上報告書を当財団（総合体育館窓口）に提出する。

- ④ その他、イベント開催時等において、出店料とは別に「売上金額（消費税込）に対する手数料」を徴収する場合がある。この場合における手数料徴収対象日及び売上金額（消費税込）に対する歩合率は当財団が別に決定する。

3 その他、留意事項

- ① キッチンカー及び必要な用具等の搬入・搬出は、出店者各自で行うこと
- ② 電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意すること
- ③ 調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置すること
- ④ 出店日には、自身でゴミ箱を設置し、排水と共に各自で持ち帰ること
- ⑤ 販売終了後は、設置前と同じ状況に戻すこと（原状復帰を原則とする）
- ⑥ 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速、丁寧に対応すること
- ⑦ 食中毒予防等、保健所及び行政機関の指導を受ける場合がある
- ⑧ 営業中その他、キッチンカーの破損・紛失等について、当財団は一切責任を負わない
- ⑨ 出店者は、当財団の出店依頼、調整に対し、誠意をもって努めること
- ⑩ 当財団の運営方針に反する行為、虚偽の申請をした場合、又は連絡なく出店を取りやめた場合、出店の停止又は出店登録を取り消すことがある
- ⑪ 原則として、1日あたりにおける出店者数は2者までとする。ただし、施設内で開催されるイベント等の規模により、出店者数を増やすことがある
- ⑫ 施設利用者の意向、興行等におけるスポンサー契約等の都合により、出店者の希望日時に出店できない場合があるので、あらかじめ留意すること
- ⑬ 本要領に定めのない事項については、当財団と出店者の協議により決定する